

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

なお、本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	予定数量	備考
電力需給(東三方宿舍1、2号棟)	仕様書のとおり	式	1	

(2) 需給場所 東三方宿舍1号棟及び2号棟(静岡県浜松市中央区東三方町1番地)

(3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「物品の販売」D級以上に格付けされた『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての認可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別途配布する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件の提示について」及び「再生可能エネルギー電源の割当計画書」の入札適合条件を満たすこと。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市西区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年3月6日(金)10時00分

5 入札方法

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札価格の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

10 契約の方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年3月4日17時 必着とする。
- (4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3765 FAX(053)472-7735 担当 青木

仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群業務隊																					
	作成年月日	令和6年2月14日																					
<p>1 件名 電力需給（東三方宿舎1、2号棟）</p> <p>2 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における東三方宿舎1、2号棟で使用する共用動力の電気の需給について適用する。</p> <p>3 需給場所 東三方宿舎1号棟及び2号棟（静岡県浜松市中央区東三方町1番地）</p> <p>4 履行期間 令和6年4月1日00：00～令和7年3月31日24：00</p> <p>5 業種及び用途 国家公務員宿舎（低圧電力）</p> <p>6 役務内容（仕様）</p> <p>(1) 供給電気方式等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需給場所等</th> <th>東三方宿舎1号棟 (低圧電力)</th> <th>東三方宿舎2号棟 (低圧電力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給電気方式</td> <td>交流3相3線式</td> <td>交流3相3線式</td> </tr> <tr> <td>供給電圧（標準電圧）</td> <td>200V</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>計量電圧（標準電圧）</td> <td>200V</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>標準周波数</td> <td>60Hz</td> <td>60Hz</td> </tr> <tr> <td>予定契約電力等</td> <td>7kW</td> <td>19kW (貯水槽動力を含む。)</td> </tr> <tr> <td>予定使用電力量</td> <td>1,360kWh</td> <td>12,905kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>（月別最大受給電力及び月別予定使用電力量は、別表のとおり。）</p> <p>(2) 供給電気の種類等 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。 参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 http://there100.org/going-100</p> <p>(3) 電力量等の計量</p> <p>ア 自動検針装置 無</p> <p>イ 電力会社の検針方法 訪問検針</p> <p>ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（普通級）</p>			需給場所等	東三方宿舎1号棟 (低圧電力)	東三方宿舎2号棟 (低圧電力)	供給電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	供給電圧（標準電圧）	200V	200V	計量電圧（標準電圧）	200V	200V	標準周波数	60Hz	60Hz	予定契約電力等	7kW	19kW (貯水槽動力を含む。)	予定使用電力量	1,360kWh	12,905kWh
需給場所等	東三方宿舎1号棟 (低圧電力)	東三方宿舎2号棟 (低圧電力)																					
供給電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式																					
供給電圧（標準電圧）	200V	200V																					
計量電圧（標準電圧）	200V	200V																					
標準周波数	60Hz	60Hz																					
予定契約電力等	7kW	19kW (貯水槽動力を含む。)																					
予定使用電力量	1,360kWh	12,905kWh																					

分類番号：E-10-124

作成年度：2023年度

保存期間：5年

枚数：3枚

保存期間満了時期：2029. 3. 31

開示判断：開示

- (4) 需給地点
東三方宿舎 1 号棟及び 2 号棟の各引込開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

7 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷は特にない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- (3) 電気事業者は、供給する電気量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、航空自衛隊浜松基地第 1 航空団会計隊（以下「会計隊」という。）に書面（様式自由）で提出することとする。
- (4) 電気事業者は、毎月の検針実施後速やかに、検針票及び請求書（任意様式）を会計隊まで提出するものとする。
- (5) 本件の履行に際し、電気事業者の過失により、既設物への破損、紛失、第三者への事故等の損害が発生した場合は、すべて電気事業者の責任とし、復旧、弁償及び処置等を講ずるものとする。

再生可能エネルギー電源の割当計画書

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅貴 殿

住所
会社名
代表者名
印

令和6年度の航空自衛隊浜松基地における電力需給に対し、下記のとおり再生可能エネルギー電源の割り当てを計画します。
記

- 供給場所
(1) 施設名
(2) 住所
(3) 契約電力等 仕様書のとおり

- 履行期間
令和6年4月1日00時00分～令和7年3月31日24時00分

3 再生可能エネルギー由来電力量の計画

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量(予定) (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

4 再生可能エネルギー電源の割当内訳

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源の種類	割当電力量(kWh)/年

適合証明書

契約担当官

航空自衛隊第 1 航空団

会計隊長 早川 雅貴

殿

住所

会社名

代表者名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和 3 年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和 3 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 3 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 3 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①~④の合計点数	
----------	--

注 1 第 1 項の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成 30 年 9 月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から 1 年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は参入日及び開示予定時期(参入から 1 年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注 2 第 2 項の「自社の基準値」「取組」並びに「点数」欄には、配点表により算出した値を記入する。

注 3 第 2 項の合計点数が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 4 第 1 項及び第 2 項の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。

入札参加者 各位

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について（依頼）

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56条）に基づく参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、見積合せの参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、航空自衛隊第1航空団会計隊契約班に提出して下さい。

記

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示（※1）しており、かつ、次の配点表の要素に示す①から④に示す得点の合計が70点以上であること。

要素	区 部	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和3年度の未 利用エネルギー活 用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再 生可能エネルギー 導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エ ネルギー・節電に 関する情 報提供の 取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年9月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電源の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入から1年以内に限る）を明示することにより適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、1の配点表の評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているか否かの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求められることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4 入札の無効

入札心得に定められた無効の入札をした者及び第1項に定める条件に満たない者の入札は、無効とする。